

令和 6 年度 第 2 回 市川市公共交通協議会 協議録

- 【会議名】 令和 6 年度 第 2 回 市川市公共交通協議会
- 【開催日時】 令和 6 年 1 0 月 2 9 日 (火) 午後 2 時から
- 【開催場所】 市川市役所 第 2 庁舎 4 階大会議室 1・2
- 【出席委員】 藤井委員、三浦委員、藤本委員、田中委員、武藤委員、成田委員、木嶋委員、
奥山委員、稲垣委員、小林委員、高橋委員、近藤委員、中山委員、高石委員、
北垣内氏（金野委員代理）、盛岡委員、米崎委員、菅谷委員、菊池委員
※欠席なし
- 【委員以外の者】 京成トランジットバス株式会社 高濱氏
市川市道路交通部 岩佐次長
市川市道路交通部道路管理課 坂巻副主幹
- 【傍聴者(随行者)】
- 【事務局】 交通計画課 戸枝課長、小笠原主幹、小泉副主幹、三上副主幹、小浦主任
- 【次第】 1. コミュニティバス南部ルート検証実験運行の終了について
2. 規約の改正について
3. バス・タクシー就職説明会について
4. その他
- 【決定事項】
議題 1， 2 について、原案どおり承認された。
- 【報告事項】
議題 3． 4 について、各委員の理解を得た。

発言者	発言
戸枝課長	皆様こんにちは。 委員の方皆様おそろいようですので、ただいまより令和6年度第2回市川市公共交通協議会を始めさせていただきます。 本日はご多忙のところ、当協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局長を務めさせていただきます交通計画課長の戸枝と申します。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の会議における議事ですが、協議事項が議事1・議事2の2件、報告事項が、議事3の1件、また、その他につきまして、京成トランジットバス株式会社様と京成バス株式会社様からの報告案件がございます。なお、本協議会は、規約第9条第4項に基づき、公開となります。 また、会議内容につきましては、録音及び写真にて記録を取らせていただきますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願いいたします。 次に、出席者のご紹介ですが、時間の都合上、お手元の座席表をもって代えさせていただきます。 それでは、お手元に配布いたしました資料等の説明を事務局より行います。
小浦主任	はい。事務局の小浦です。お手元にお配りした資料についてご説明させていただきます。 まず、上から次第、委員名簿、座席表が各1枚、その次に、右上に議事1と書かれました、1ページ目から始まる22ページ目までの会議資料、最後に、A3サイズの行徳・南行徳ルートの時刻表、ルート図となっております。こちら過不足はございますでしょうか。
戸枝課長	資料の不足等がなければ、この先進めさせていただきます。 それではこれより会議次第に従い進めさせていただきます。 協議会規約第9条第1項に基づき、会長に議事進行役の議長をお願いいたします。藤井会長、よろしくお願いいたします。
藤井会長	はい、それでは早速会議進めて参りたいと思います。秋の花粉症でかなり涙目状態で、大変お聞き苦しい点あるかもしれませんがひとつよろしくお願いいたします。 本日傍聴の方はいらっしゃらないという形でよろしゅうございますね。
戸枝課長	はい。
藤井会長	それでは、また途中から入られる場合がありますらお伝えいただければと思います。 それでは、早速でございますが、次第の1、コミュニティバス南部ルート検証実験運行の終了についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

小浦主任	はい。事務局の小浦です。1 ページをご覧ください。コミュニティバス南部ルート検証実験運行の終了についてになります。 1 番、本件の趣旨をご説明いたします。 令和 6 年 2 月より、わくわくバスの利便性の向上及び採算率の向上策を検討する一助とすることを目的としまして、行徳・南行徳ルートの検証実験運行をして参りました。こちらの検証実験運行は、1 年間の運行を予定していたものであることから、令和 7 年 1 月末をもって運行を終了するための手続きを進めてよろしいか伺うものになります。また、現在までの運行実績について報告するものになります。 2 番、現在までの運行実績になります。 (1) 利用者数になります。 2 月の運行開始から、先月 9 月末までで、合計 6708 人の利用がありました。そのうち、行徳ルートが 2953 人、南行徳ルートが 3755 人となっております。1 日当たりの利用者数及び 1 便当たりの利用者数は、表に示した通りの数字となっております。 (2) 採算率などについてです。 1 ページ下の表は、令和 5 年度の採算率の表になります。こちらは、今年度第 1 回目の協議会でご説明したものと同一のものになります。 2 ページにお進みください。 上の表は、4 月から 9 月まで、今年度 6 ヶ月間の採算率の見込みになります。総合運行経費及びランニングコストを月割りして計算しているものであり、あくまでも想定の数値となっております。両ルートの合計で 7.2%、行徳ルートが 6.3%、南行徳ルートが 8.1%となっております。 次に (3) 利用者の多いバス停のご報告になります。こちらの数字は乗降数の合計の数値となっております。 行徳ルートは行徳駅、行徳総合病院、富浜、ヴェレーナシティ行徳、中江川橋の順で利用が多かったという結果になりました。前回の報告から、ヴェレーナシティ行徳が利用者数を増やしており、ぴあばーく妙典と入れ替わっております。 次に、南行徳ルートは行徳駅、あいねすと駐車場前、欠真間公園、南行徳駅、行徳郵便局という順番で前回から変更はありませんでした。 3 番、OD 調査についてになります。3 ページから始まる資料 1 をご覧ください。調査の概要を記載しております。 今年の 7 月 7 日及び 9 日に調査員がバスに乗車し、調査カードを配布回収する形で調査を行いました。平日は合計で 33 人、休日は合計 16 人の利用がありました。 この OD 調査の結果だけで何かを判断するということはありませんが、今後の運行計画の見直しの参考とさせていただきます。 4 ページにお進みください。こちらに調査結果のうち、特徴的であった点についてまとめておりますので、ご説明させていただきます。 1 点目、70 歳以上の利用者が約 33%となっており、令和 3 年度に行ったわくわくバスの OD 調査より割合が多かったという結果になりました。
------	---

	2 点目、利用目的については、通勤、通学、習い事が、約 35%と一番高く、その次が買い物で約 28%、という結果になりました。その一方で、通院を利用目的に上げた方は、1 人のみという結果でした。 3 点目、月に複数回以上利用すると回答した方は、70%を超えており、日常的な移動に利用されているという結果がうかがえます。 4 点目、利用者のうち、約 30%が他のバス路線に乗り換えているという結果でした。5 ページ目から 8 ページ目につきましては、各回答をグラフで表しているものになります。目立った内容につきましては、先ほどご説明しておりますので、詳細な説明については割愛させていただきます。 9 ページから 12 ページ目には、調査当日の利用者がどのような動きをしたか表したのになっております。 9 ページになります。こちらは、平日の行徳ルートの結果となっております。 こちら、中央にあります円で、丸く書かれているものが既存のバス停、四角く書かれているものが新規で設置されたバス停となっております。 A1 行徳駅を起点としている矢印が、行徳駅から乗った利用者の動きになります。丸のバス停に向かっている矢印が多く、既存のバス停への動きが多いという結果になっております。 10 ページをご覧ください。こちらは平日の南行徳ルートの結果になります。 こちらは丸い既存のバス停から、四角の新規バス停、または、四角い新規バス停から丸の既存バス停への矢印が目立つ結果となっており、既存のバス路線で移動可能な動きは 1 件のみという結果になっております。 11 ページ、12 ページには、それぞれ休日の結果が出ておりますが、利用者は少ないながらも、主な傾向は平日と一緒という結果でした。 2 ページにお戻りください。4 番、今後についてになります。 今回の検証実験運行の結果をもとに、わくわくバスの見直しを行ってまいります。が、コミュニティバスに限らず、いろいろな公共交通政策を視野に入れて検討していきたいと考えております。例えば、利用者が多いという結果であったあいねすと駐車場前バス停については、過去にあいねすと循環ルートが単独の路線では採算が確保できなかったという結果がありますが、他の地区より利用が多かったということは事実としてございますので、どのような手法が適切であるかを検討していく、また、繰り返し利用がある、つまり、日常の利用があるということは、数が少なくても必要とされている市民の方々がいらっしゃるということですので、今回の検証実験の結果をもとに、事務局としても研究を重ねてまいりたいと思います。 以上で議事 1 の説明を終わります。
藤井会長	はい。 ただいまご説明ございましたが、ご質問ご意見等、ございましたらいただければと思いますが、いかがでございましょうか。
成田委員	はい。

藤井会長	では成田委員、今マイク届きますのでお願いいたします。
成田委員	すいません。一般社団法人千葉県バス協会の委員の成田でございます。 大変に資料が整理されていて、わかりやすくなってありがとうございます。 私から確認のために、お伺いしたいのですが、まずこのわくわくバスが運行していない地域における需要を確認するという事で、かなり想定がなかなか難しい中で手探りでこれやられたということは理解できるのですが、今回導入時点の資料、私も協会の方で見てこなかったんですが、今回やめますということなので、やめるということに至る判断を、会議の中でこれから協議するわけですが、目標となる利用者に関する想定というのが、導入のときには全くなくて、手探りの状態で今回やって、ある程度、今回お示しになった実績に基づいて、やめるということなのか、ある程度、どのくらいだったら続けるというような、事務局の中でもお考えがあったと思うのですが、今回のお話聞いてますと、今回やめるというのはあるんですけど、どういう理由でやめるという理由が少なかったということで、詳細な説明あるんですけど、ある程度その辺の協議会の中で、今回はこれ以下だったからっていう部分があるのかどうか。これについてはちょっと目標値との関係ですね、ちょっと補足していただければというのが1点目です。 それからもう1点目は、スタートのときに利用がなければやめるということが、ある程度新しいバス停の方、通勤の方もいらっしゃるというようなご説明でしたので、いわゆる今の利用者の方があと2ヶ月3ヶ月ですか、11、12、1月3ヶ月間でご案内するとしても、そういう認識が今、約6708人の利用者がいるという、ご報告でございますので、この辺の利用される方に、こうした、これはあくまでも実験の運行でやめるという部分のご案内があったのかどうかっていうのが2点目で。 あと最後の話はですね、3点目としては、今回1年間にわたる運行を続けてきたときに、この地域公共交通といいますと、いろいろな新しいバス停が民営バス会社でも、近くを走ってると思うのですが、南部ルートを検証実験運行の周辺で、新たに運行始まったようなバスもしくはタクシーのサービスとかそういうものは、なかったんであればなかったということで、おっしゃっていただければいいんですけど、内容については補足してご説明いただければと。 以上3点になりますけど、よろしくお願いします。
藤井会長	はい、では事務局お願いいたします
小浦主任	はい。まず1点目導入時の目標であったり、今回やめるということで、廃止するという結論に至ったという点に関しましてですが、こちらにつきまして、導入時、明確な目標で、例えば採算率が何%あれば続けますということではなくて、最初の周知の段階から、まず1年間の検証実験運行ということで1年で止めますよという、ある意味期間限定のもので運行させていただいて、実験ですのでそちらの利用状況とかを確認させていただくというものになっております。なので実際こちら目標と

	いう数字を具体的にはないというところからスタートしております。 また実績に基づいてどう判断するのかという点も、目標というものを定めていないということです、基本的には1年間の運行で終了させていただくというものになっております。 もちろん例えばこちら市川市のコミュニティバスは、採算率40%を基準に運行継続としているものが根底にはございますので、例えばその40%を超える数字とかが出て、利用されてる方にとても大きな影響が出るということであれば、こちらとしても何か検討するということはもちろん可能性としてないということではなかったのですが、現状のちょっと状況を踏まえますと、そういった40%にも届いてはいないというところで、予定通り1年間で運行を終了させていただければというところになっております。 2点目としまして残り3ヶ月運行させていただくことになりますけれども、今、成田委員がおっしゃられました通り、今後利用される方というのはいるということとは間違いなくございますので、運行当初に1年間限定でということはもちろんお伝えはしているんですけれども、今後の利用者の方々にご迷惑がかからないよう、こちらの周知も徹底してやらせていただければと思っております。 はい。3点目、こちらの検証実験運行を開始し、それから何か変わったものがあるかという点に関しましては、京成トランジットバス株式会社さんの民間の路線バスが、今年の4月にダイヤ改正等で系統とか、そういった再編がございましたので、若干そういった環境というものは変わったんですけれども、それによって例えば急激に実績が変わったとか、そういったところは見受けられませんでしたので、そちらも変更という点はありませんでしたが、今回1年間で終了というふうに進めさせていただければと思っております。以上になります。
成田委員	会長いいですか。
藤井会長	はいどうぞ。
成田委員	本当に詳細に丁寧にご説明いただいてすべて了解いたしました。 私からあえてもう1回、マイクをいただいたのは、市川市でも、これから地域公共交通計画を策定して、協議会で議論して、計画に基づいて事業を進めていくというような方向を伺っておるんですけれども、いわゆる地域公共交通計画というのがこれから策定されますと、計画の目標というのは5年とか6年とか設定した中で、例えばこのような新たな実験運行みたいなものもやったけど、このぐらいでした、じゃあ、チェックをして、もう少しこうしたら良くなると、良くPDCAという言葉使うんですけれども、5年間の中で、何が良くなかったのか、こうすればいいという部分が、今回1年で終わるというのが、これは結果として分かったわけなんですけれども、いわゆる公共交通というのが、年ごとずっと続いていくものなので、絶えずそういうものが、プランに合わせて実施してチェックして、また、アクションを検討して行うという部分になりますので、そこで非常に重要になるのが、最初にやる

	ときに、どのくらい利用されて、これより足りないから、てこ入れだ、いや、もうこれだけしたから無理だからやめる、こういう部分は論理的に作ってないと、協議会の中で、なかなか参加してる協議会の委員の方も、意見を出しづらいような部分もありますので、これから計画策定後はですね、目標値を設定して、それに基づいてやっていくということですので、その部分は、ぜひ、今後をご検討いただければということで、要望として申し上げて、私の発言を終わります。 ありがとうございました。
藤井会長	はい、ありがとうございました。 この要望、とても大事なところだと思います。特に、今、コミュニティバスで40%という数字、これがございましたが、やはりこの市川市全域の問題として捉えたときに、やはり北部地域と南部地域とでは、住まい方とか、暮らし方とか、あるいはインフラの状態であるとか、こういったものは全部違ってきますので、同一の水準の目標を設定していいのかどうかといったところも、今一律形でやってることも考えないといけないと。そういった面では今お話しのある地区別にどう丁寧に見ていくということと、公共交通を育てていくような仕組みといった形の中で、計画づくりをしないとイケない。 どちらかという今までは個別計画を、問題ある箇所に対して、ある意味即時的に適用してきたというのが、市川市さんの取り組みの中で公共交通といったところが、基本的に、他の自治体と比較してプアになるところが極端に少ないといったところもあって、対症療法的なところで、来ていたかなという気もいたしますので、今回、その地域公共交通計画に向き合うということであれば、そういった基準を丁寧に考えていただくようなアプローチをぜひお願いしたいなと思いますね。とてもいいご意見ありがとうございました。 その他いかがでございましょうか。 事務局のお話の中で、個別事案として進めてきてということで、地区では、1年間、実際に使われてる方にとって見ると、やはりなくなるといったところに対しては、利用しているものができなくなるという、そういった問題はあるものの、やはり地域に対してはこれまでも丁寧な情報提供、あるいはその地域が本当に必要な地域かどうか、そういったことを見極める手だてをとってきているということでございますので、その旨をご理解いただけるようお願いしたいというのが事務局の案でございます。 特にご反対の意見はございませんでしょうか。
成田委員	もう1つだけ聞いていいですか。
藤井会長	どうぞ。
成田委員	すいません、千葉県バス協会の成田です。 1点だけ、今日これで、これ議決をされるということですので、会長が皆様の意

	見と統一して、廃止ということが決まるか、賛成かということなんですけど、具体的な法的な手続きというのは、その廃止に向けた手続きは、今日の会議をスタートで、これからやっていくのか、ある程度何というか、運輸局の方にも、そういう、申請を受託してる京成トランジットバスだと思うんですけど、出されるんですけども、この辺のスケジュールというのは、今日の資料では出てないんですけども、これについて補足して確認をさせていただければと。
藤井会長	はい。事務局、お願いいたします。
小浦主任	はい。今後のスケジュールになりますが本日、こちらの件承認いただきましたら公共交通会議で協議が整った証明書を発行させていただきまして、協議案件という形で京成トランジットバスさんの方に届け出をして廃止の届け出をしていただくという形になります。なので本来路線バスは6ヶ月前の手続きになるんですけども、協議しているということでそちらが短縮されるということで1月末の廃止が可能というような流れになっております。以上になります。
成田委員	わかりました。
藤井会長	その他、いかがでございますか。よろしゅうございますか。 それでは、特段反対の意見がございません。予定通りという形で、令和7年1月31日をもって運行終了という形で、ただし、先ほど事務局で、実際に使われている新規のバス停等があるので、そちらの対応については、今後、継続的に検討していきたいということでございますので、より地域に丁寧なアプローチができるようなことを計画、将来的に検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは承認させていただきますので、ご了解いただけますようお願いいたします。
小浦主任	それでは続きまして、次第の2の、規約の改正につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。 はい。議事2、規約の改正についてになります。 こちら15ページから18ページにA3サイズの新旧対照表をご用意しておりますので、適宜そちらをご確認いただきながらお聞きいただければと思います。 はい、では13ページの資料に沿ってご説明をさせていただきます。 1番、趣旨になります。 本件は、本協議会規約について、施行後の法令改正や実情に鑑み、改正をしてよろしいか伺うものになります。なお、本件についてご承認をいただけた場合、本協議会規約の条に繰り下がりが発生することから、引用しております規定につきましても、あわせて改正を行うこととします。

	2 番、改正内容についてご説明させていただきます。 (1) 法令改正に伴う改正が 2 点ございます。 ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正によって、法定計画が変わったことに伴い、本協議会の第 1 条の目的、及び第 2 条の事業を改正いたします。 ②道路運送法の改正により、協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルに当たる等の疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗り合い旅客自動車運送事業者のみが参加することとなったことから、そちらの規約の第 2 条から、運賃及び料金に関する規定を削除させていただきます。 (2) その他の改正点になります。 ①は、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に関する記載を本協議会規約第 2 条の事業に追加すること。 ②は、本協議会の会議において、成立要件、議決方法、書面開催に関する記載を、修正及び追加すること。 ③は、第 8 条の報償について、漢字の表記を修正するものになります。 14 ページにお進みください。3 番、事前送付案からの変更点についてになります。 (1) 第 2 条第 4 項になります。表の左側が事前に送付した案、右側が修正後、今回お諮りしている案になります。 左の表の (4) において、「地域の実情や将来計画に応じた適切な乗り合い旅客運行の対応に関すること」とありましたが、先ほどご説明した道路運送法の改正により、本協議会では、運賃等に関することは除くということになっておりますので、そちらの明記をしておいた方が良いのではないかというご意見をいただきましたので、そちらを反映し修正させていただいております。 (2) 第 9 条第 1 項になります。事前に送付した案の段階では、会長が協議に係る委員を召集するというにしておりましたが、今回の改正で、会議の成立要件や議決方法を定めるとしてありまして、会議に参加する委員を恣意的に狭めるということはあってはならないというご意見がございましたので、該当部分につきましては削除をさせていただきました。以上で説明を終わりにします。
藤井会長	はい、どうもありがとうございます。 ただいま規約の改正についての概略の説明をいただきました。ご質問ご意見等ございましたらいただければと思いますが、いかがでございでしょうか。
成田委員	すみません。
藤井会長	はい、成田委員、マイクお持ちします。お待ちください。
成田委員	一般社団法人千葉県バス協会の委員の成田といいます。 今回事前に意見照会をいただいて、内容については把握しているので、発言させていただくのは、今回大きな改正の中にある道路運送法の改正に伴って、運賃等、第 2 条の改正案ですと、第 4 号の「地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客

	運行の態様に関する事」から、運賃及び料金設定に関する事を除くということで、こういう表現については了承私の方では了承してるのですが、今回発言させていただくのは、今回、昨年の4月で10月施行の道路運送法改正では、協議に関する事は、今日の資料のご案内の通りなんですが、まずその地域公共交通協議会の協議の前に、こうした運賃に係る協議の前に、市川市長が、新しいその運賃に関する内容を、利害関係者に公聴会とかパブリックコメントとか、いろいろと幅広く、法律の中で、意見聴取を求めることが明記されてます。 そこにその出た意見に対して、市川市がどのように答えるかという部分は、協議会の前に行われるプロセスが1つありまして、特に今回発言させていただいたのは、本日ご出席の委員は、この協議会の委員ですけれど、運賃協議会は、特に事業者の当該事業者のみになるので、あらかじめどういう運賃をやるかっていう部分は、公聴会もしくはパブリックコメント、これをどのような内容を市川市がホームページに出すのか、官報とか出すのかいろいろあると思うのですが、こうした一般の方に広く協議しようとする運賃の形をお示しする部分については、この協議会の規約には手続きが示されておりません。そういう意味で、運賃というのは、あくまでもいわゆる対応、台数が増えればそれに基づく必要な経費も増えるわけですから、運賃も変わってくるわけですので、ある程度協議して決めるのは少ない人数で決めてもいいんですけど、どういう内容で、新しいコミュニティバスを作るとか、その前提となる基本、これから定めようとする、周知しようとする運賃を定める場合には、協議ではないですけど、このような案で、市川市はパブリックコメントしますというのは、この協議会の中に、お示しをしていただいて進めることが必要だと思われるのですが、これについては今回は規約改正ですので、今後、市川市運賃協議会というのが出てますので、これをどのように行うかっていう部分が定められると思うんですけど、こうした部分について、具体的な運賃を決めるのは運賃協議会ですけど、進め方については、やはりこの市川市の地域公共交通協議会に、いろいろと情報提供いただいて、意見調整をして進める必要があるんじゃないかと思われるんですけど、これについて事務局から、この規約の改正案に対しては反対意見はないのですが、進め方については全く今回ないので、内容によってはもう少し書き込んだりとの意見も出るので、そこは補足してお伺いできないかなと思ひまして。よろしくお祈いします。
藤井会長	はい、お祈いします。
小浦主任	はい。今成田委員からいただきましたご意見につきまして、今回その道路運送法の改正の趣旨としてやはり独占禁止法に該当するか、当たるかどうかというところがとても肝になって来るところになりまして、ちょっとその意見聴取、パブリックコメントとか、そういったものをやる前に、こちらの協議会に出せるのかどうかというのはまた運輸支局さん等ともご相談をさせていただいてのご判断になってしまふのかなというところになっております。もちろんパブリックコメントをしたものとかは、こちらの協議会でも共有をさせていただくということは当たり前だと思ひ

	ておりますので、成田委員がおっしゃられますとおり、運賃も含めての公共交通だと思っておりますので、法律の改正の趣旨に反しない範囲で、そういったところご対応ができればと考えております。以上になります。
藤井会長	どうぞ。
小林委員	はい。運輸支局の小林でございます。 道路運送法の話に関わることでありますので、私からも補足して申し上げますと、運賃の協議をするのはカルテルになる恐れがあるということから、昨年10月の法改正で、この協議会の中ではすることができなくなったという解説の通りで、一方成田委員が言うとおり、とはいえこの協議会の中でどういう運賃かわからないまま、公共運送そのものを判断すると難しい部分もありますので、どういう額でやろうとしているのかというのは、協議会の中で示すこと自体は特に問題はありません。 ただ、パブコメとかそういう手続きの流れの中で協議会をどの段階でやってとかという、そのスケジュール感等あると思いますので、難しい場合もあるかもしれないので、それは今後実際決めるときに、具体的にどういうふうにやっていくか、問題ないかとか、そういった点で前広にご相談いただいて、こちらも判断していきたいと思っておりますので、いずれにしても、協議会の中でどういう運賃になるかということが示されること自体は、問題はないです。以上です。
藤井会長	成田委員。
成田委員	はい、では。 支局からも今、回答をいただいて、それを踏まえてちょっと話すと、この協議会の中で、どういうものを設定しようとするのかという部分は出すのは、差し支えないということですので、やはりどういう台数で、どういう路線をやると言ったときに、その近くを一般の、いわゆるコミュニティバスとは、ある程度公的な負担が入ったバス、それでないバスが近く走ってるわけなのですね。制定形態によっては、バス事業の上に大きな影響が出る可能性があります。 そういう意味では、そのパブリックコメントを出すのと同じぐらいの時期でもいいのですが、こうした会議ができなくても、書面によってでも結構ですので、いわゆる協議会の委員に、やはりそういう部分は周知していただいて、会議を通じなくても、パブリックコメント、もしくは公聴会への意見を出すことは、バス事業の方では利害関係者になりますので、そういう手続きを、道路運送法に定められた規定が損なわれないように、適切に対応していただければと思っておりますので、私からの要望ということで、以上で終わります。
藤井会長	はい、ありがとうございました。 この辺の運用がやはり難しいところがあって、他の自治体さんのところでも運賃協議会開いたんだけど、その結果がフィードバックされないとか、そういったよ

三上副主幹	うなこともあって、やはり公共交通会議の場でその議論がちゃんと尽くされた上で方向性の確認というのがどうしても必要になってまいりますので、運輸支局さんと、またその対応につきましてはちょっとご相談いただきながら進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。 その他いかがでございますか。 ただいまのご質問に関してはこの運用上の話のご質問でございました。規約改正といったことについては、よろしゅうございますか。 それでは特段、反対意見ございませんので、承認という形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、次第の3という形に移らせていただきたいと思います。 バス・タクシー就職説明会について、事務局よりご説明をお願いいたします。 はい。それでは議事3、バス・タクシー就職説明会について事務局の三上のほうから説明させていただきます。 1番、運転士等の募集説明会の開催。令和5年度、2回開催しておりますが、今年度も引き続き市川市公共交通協議会主催のバス運転手・タクシー乗務員の募集説明会を開催しております。 2番、令和6年度の開催概要でございます。表左側第1回実施済みとありますが、令和6年7月18日木曜日、平日の夜になりますけども、18時(6時)から20時(8時)の間で説明会を開催させていただきました。開催場所は市川市にあります行徳公民館で開催しております。 参加企業と書いてありますけどもバス会社様が4社、タクシー会社様が6社ということで開かせていただきました。参加者の方は12名。現時点におきまして採用実績はまだ0名といった状況になっております。 それから表右側第2回予定と書いてありますけども、来年令和7年の2月23日日曜日、こちらはお昼の時間になりますけども、1時半から3時半の2時間で市川市と船橋合同で説明会を開催予定としてございます。こちら市川市にあります全日警ホールというちょっと広めの会場で開催する予定となっております。 今後ですけれども、市川市・船橋で営業してる事業者様に参加を呼びかけていきたいというふうに考えてございます。 前回の協議会の中で、武藤委員からお話がありました、前回船橋で合同でやったときには京葉支部という形で、事業者様には来られなかったものですから、今回はそういった事業者様の方も呼んで説明会を開催する予定となっております。 周知につきましては令和5年から引き続き、できる限りの周知を継続してやっていきたいというふうに考えてございます。 3番、令和6年度の第1回説明会の参加状況ですけれども、参加人数12名、20代が1名、30代が3名、40代が4名、50代が2名、60代が2名といった状況になってございます。
-------	--

	また説明会の情報源になりますけれども、自治会の掲示板を見た方が一番多い状況となっていました。 議事3につきましては簡単ではございますが、以上になります。
藤井会長	はい、ありがとうございました。 こちらについては報告事項でございますが、何かご質問等ございますでしょうか。 はい。
小林委員	運輸支局小林でございます。 すいません。公共交通の運転者不足というのは本当に喫緊の課題ですね。自治体さんの方で、このような形を取っていただくというのは非常にありがたいことです。ありがとうございます。 当運輸支局でも、やはり喫緊の課題の対応として、なかなか支局単位ではお金もないし制度も変えられないというところもあって、難しい部分あるんですが、1点、周知活動ということは力を入れてやってまして、特に運転者の方は長時間労働・低賃金とか悪い印象がよく聞かれるんですけれども、運転者の中には、結構自分の生活スタイルに合ってるだとか、そういったプラスにとらえてる意見もありますので、そういったものを集めて、プレスリリースを昨年の12月から計3回、直近では、9月に実施をしています。その中でまた各自治体さんのこのような動きなんかもリンクさせていただいて、市川さんも確かリンクさせていただいたと思うのですが、昨年12月の段階ではそんなになかったのですが、9月の段階では、合計12か3ぐらいの自治体さんともリンクさせていただいているように、各自治体さんのそういう動きも高まっているなというのを感じております。また今度第2回の方も、支局のホームページでまたリンクさせていただきたいと思ってますので、引き続きよろしくお願いします。 ありがとうございます。以上です。
藤井会長	どうもありがとうございます。 その他いかがですか。
成田委員	はい。
藤井会長	成田委員、マイク届きますので。
成田委員	すいません一般社団法人千葉県バス協会の成田です。 私から第2回の予定で、市川市が、これが7月は4社だったのですが、この5社になったというのが会社名がないのですが、船橋市が6社ということで、重複もあると思うんですが、何が違うのかという部分はもし教えてもらえれば。会議の中でなくても、また別途でも結構です。 それから今年度の県の方の予算で、県外から採用されて移られると補助制度がで

	きましたということもあって、1人採用すると、それに対する支援金というのが、公的な県の予算で予定されるんですけど、こうした今年度の7月のときはそれはなかったんですけど、9月の定例県議会で、成立してるというのをご案内いただきましたので、こうしたバス・タクシー就職説明会、このように行われるという部分は、千葉県の担当するのは総合企画部の交通計画課なんですけど、このような情報提供はもうされてるのかどうか、これちょっとお伺いできればと思います。
藤井会長	はい。よろしくお願いします。
三上副主幹	1点目のバス会社ですけども、京成タウンバスさんになります。あと、千葉県の総合企画部の方からは、情報提供いただいております。こちらからの情報提供もしております。
成田委員	やっているということで、はい、了解です。
藤井会長	はい。その他いかがでございますか。
藤本委員	はい。
藤井会長	はい、藤本委員。
藤本委員	京成トランジットバスの藤本でございます。日頃大変お世話になっております。先ほど来、お話に出てますとおり、バス事業、乗務員不足が大変逼迫しておる中、こういった就職説明会を市川市さんに開いていただきまして、本当にありがとうございます。まだ実績はできませんけれども、今後1人でも2人でも入ってくればなというふうに思っております。 業界全体としては、今後、外国人に運転手の門戸を開く方向でございます。先般も、私どもの自助努力というところちょっと大変厚かましいのですけれども、日本に永住権を持つ外国人の方を1人面接したんですが、会話はできるんですけれども、注意事項の掲示物等々がやはり、ご理解があまりいただけないという点で、採用を見送ったということもあります。ですからやはり外国人に今後門戸開放と言いましても、やはり日本語が話せて読めないと、十分なサービス提供というのはなかなか難しいかなという点もございますので、引き続きよろしくお願いをいたします。 どうもありがとうございました。
藤井会長	なかなか個別の難しい問題がやはり出てまいりますですね。 その他いかがでございましょう。よろしゅうございますか。 それでは、議事3点につきましては終わりました、4番目のその他に移りたいと思います。 冒頭事務局より、京成トランジットバスさんと京成バスさんの方から、その他事

高濱氏 藤井会長	項についての説明があるということでございますので、まずは京成トランジットバスさんからお願いできますでしょうか。 京成トランジットバスの運輸課の高濱と申します。 本件、弊社の原木線の事業方針についてご報告させていただきます。 本路線につきましては、2009年に前事業者から路線譲受いたしまして、本八幡駅南口から二俣新町駅入口及び妙典駅の運行をさせていただいております。しかし前事業者からの譲受から、原木インター付近の慢性的な渋滞等、遅延が多く発生しております、ご利用状況も低調に推移しております。 妙典橋開通がされまして、弊社といたしましては、妙典駅へ向けた路線の開始によりまして、収支改善などを実施しておりますが、依然として改善の見込みが立たない中で、コロナ禍を起因としたご利用者数の減少、運転手の労働基準改善対応などによる減便などから主力路線も低迷したという状況で、当路線の維持が難しい状況になりました。 道路運送法における旅客の利便性阻害というところで申し上げますと、廃止する区間すべての停留所と、並行する路線に近接する停留所との距離が、300メートル以内であることということがございまして、当路線については、それに当たるため、千葉県バス対策地域協議会葛南分科会の方に、協議をお願いいたしたところでございます。 その中で9月27日に当該路線を2025年4月1日に廃止することを決定いたしましたことをご報告させていただきます。 補足といたしまして、この廃止方針に係りまして、平均乗車人数につきましては、今年の4月1日にダイヤ改正をする前につきましては、1便当たり6.86人、ダイヤ改正後6.8人ということで、昨年の3月31日までの平日便数は7便で、その後、2024年の4月1日以降、5便へ、2便減便をしておりますが、便当たりの乗降人数には大きな変化は見られませんでした。 また、当該市立の二俣小学校の生徒が、今までご利用をいただいていたところから、生徒が利用する時間につきましては弊社といたしましても維持をして参りましたが、現状の利用は1名程度となっております。 その他要因につきましてはご確認いただければと思います。 この件に関しまして、関係各所につきましては、東原木自治会様を通じまして、信篤二俣地区連合自治会様へ9月8日に説明を実施して、ご了承いただいております。また、市川市立二俣小学校様へも10月20日に説明済みでございます。 弊社といたしましては10月7日に千葉県のホームページの公示をリンクいたしまして、この後、こちらの協議会及び船橋市さんの活性化協議会様へのご報告をもちまして、廃止届を千葉運輸支局さんの方に提出を予定しております。 以上報告でございました。 はい、どうもありがとうございます。 なかなか厳しい状況だということのご説明でございます。ただいまの報告に関し
------------------------	--

三浦委員	まして何かご質問等ございますか。 よろしゅうございますかね。はい。 それでは続きまして、京成バスさんの方をお願いいたします。 京成バスの三浦と申します。どうもお世話なっております。 弊社の方からは、すでにご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、京成電鉄におきますバス事業の再編について、ご報告をさせていただきたいと思っております。 市川市内では、今日出席させていただきます私ども京成バスと京成トランジットバス、この2社が大きなシェアを占めております。それ以外にも、例えば行徳地区ですと、東京ベイシティ交通、柏井地区ですと京成バスシステム、市川駅から都内の方向には京成タウンバスということで、この市川市の管轄地域だけで見ても5社バス会社があるという状況でございます。 これが東京都から千葉県の前西部まで行きますと、合計17社今バス会社があるという状況でございます。この17社、会社の規模ですとか、歴史、それから人的なノウハウ等、いろいろ会社によって強い弱いというところがございまして、京成電鉄グループの中でも、このコロナを乗り越えて、引き続き、地域密着でバス事業するためには、やはり、今申し上げたそのバス会社ごとによって、その力の差をなるべく均質化して、採用あるいは営業力を、同じレベルにしていこうと。それによって千葉県を中心とする公共交通を維持していこうということで、今まで検討してきたのですけれども、これが先般9月25日に京成電鉄から方針が発表されまして、今後どうなるかというところを簡単にご説明しますと、2段階に分かれて再編をするという発表になってございます。 まず来年の4月1日の時点で、今申し上げた17社のうち、京成バス、それから都内に東京BRTという会社があるのですけれども、この2社を除いた残りの会社すべてが、京成バス東京、それから京成バス千葉のウェスト・セントラル・イーストということで、4社に改めて再編されるという形になります。端的に申し上げますと千葉県内ですと、京成バス千葉ウェストという会社が、京成トランジットバスですとか、東京ベイシティ交通、松戸、市川浦安近辺これがウェストという会社になります。それから、京成バスシステム、柏井近辺を走るこの会社を含めた、京成バスセントラル、これが船橋市を中心とするエリアという形になります。残りの会社、千葉市・成田市・銚子市・成東といったところが京成バス千葉イーストということで、エリアで再編されるという形になります。 これで、来年度1年間を過ぎまして、再来年4月1日には、京成バスという会社自体がなくなりまして、今申し上げた京成バス東京以下4社に、分割吸収されるという形になります。 このエリアで運行しています京成バスの市川営業所は、主に総武線の北側は運行しておりますけれども、この営業所が京成バスウェストに入るという形になります。従いまして、再来年の4月1日には、市川市で見ますと、ほぼほぼ京成バスウェストという会社がもう大多数を占め、一部、東京ですとか千葉セントラルという会社
------	---

	が入るという形になります。 今申し上げた通り、この事業自体はこれによって採用力を均質化することで、京成バスグループを維持強化していこうというところでございますので、現時点ではこれによってさらに減便をする、そういうことはないということで、今承知をしてる状況でございます。なんといっても地域の皆様にはなるべくご迷惑をおかけせずに、引き続き信頼あるグループとしてやっていきたいと思っておりますので、来年の春ぐらいからバスというのが変わったりですとか、バス停の表示が変わってるといことが起きてくるかもしれませんけれども、そういったところも含めてまた見守っていただければというふうに考えてございます。 ご報告は以上でございます。
藤井会長	はい、どうもありがとうございます。 大きく動き出したなといったところかと思えますね。やはり地域の公共交通をどういう形で維持継続していくかといったところに、民間企業さんとしての1つの力を発揮していただく形で再編に臨んでいただいているといったところのご報告でございます。 皆様方は何かご質問とか、よろしゅうございますか。 それでは今バス事業の転換の話がございましたが、タクシー事業の方も何か、ございますでしょうか。
田中委員	はい。
藤井会長	それでは、はい、では、京成タクシーさんですかね。はい。お願いします。
田中委員	京成タクシー市川の田中と申します。 いつもご利用いただきましてありがとうございます。 今、バスグループの京成グループの事業再編について、三浦の方からご報告をさせていただきましたが、同じく、千葉県下のタクシーについても、今年の9月25日付で報道発表等々ありましたが、来年、2025年の3月1日付けで、同じく組織再編・事業再編を行います。 今、千葉県下で京成グループのタクシー会社、全部で13社ございます。それをバスと同じく、セントラル、ウエスト、イーストということで、3社に事業の再編をさせていただきます。この京成タクシー市川、市川市については、京成タクシーセントラルに属する形になります。 京成タクシーセントラルは5社、京成タクシー市川とお隣の京成タクシー船橋、習志野、あと浦安市の舞浜リゾートキャブと、千葉市の京成タクシー千葉、5社が合併をして、京成タクシーセントラルという形になります。 ただ、お客様がご利用なさる上では、ほとんど何も変わらないというところになりまして、京成タクシー市川の本社は、市川の営業所として、これまでどおり、通常に営業して参ります。また、タクシーはすでに京成タクシーホールディングスと

